

第1回妹背牛町議会定例会 第3号

令和5年3月10日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 5号 妹背牛町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第13号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4 発議第 2号 妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関する条例について
- 5 議案第14号 令和5年度妹背牛町一般会計予算
- 6 議案第15号 令和5年度妹背牛町国民健康保険特別会計予算
- 7 議案第16号 令和5年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第17号 令和5年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 9 議案第18号 令和5年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算
- 10 議案第19号 令和5年度妹背牛町簡易水道事業特別会計予算
- 11 議案第20号 令和5年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計予算

○出席議員（9名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 宮崎 博 君 | 2番 渡辺 倫代 君 |
| 3番 鈴木 正彦 君 | 5番 広田 毅 君 |
| 6番 佐々木 和夫 君 | 7番 小林 一晃 君 |
| 8番 田中 春夫 君 | 9番 赤藤 敏仁 君 |
| 10番 渡会 寿男 君 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 田 中 一 典 君 |
| 副 町 長 | 滝 本 昇 司 君 |
| 教 育 長 | 廣 澤 勉 君 |
| 総 務 課 長 | 北 口 信 彦 君 |
| 企画振興課長 | 鎌 田 秀 章 君 |
| 住 民 課 長 | 石 井 昌 宏 君 |
| 健康福祉課長 | 河 野 和 浩 君 |
| 健康福祉課参事 | 廣 田 龍 子 君 |

建設課長	西田慎也君
教育課長	山下英俊君
農政課長	横井憲一君
農委事務局長	清水野勇君
代表監査委員	菅原竹雄君
農委会長	瀧本賢毅君

○出席事務局職員

事務局長	菅一光君
書記	笹尾翔大君

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、渡辺倫代君、鈴木正彦君を指名します。

◎一括上程の議決

○議長（渡会寿男君） お諮りします。

日程第2、議案第5号 妹背牛町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第20号 令和5年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計予算まで、以上10件は審議の都合により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第5号から日程第11、議案第20号まで、以上10件は審議の都合により一括議題に供することに決定しました。

◎日程第2 議案第5号ないし日程第11 議案第20号

○議長（渡会寿男君） 日程第2、議案第5号から日程第11、議案第20号まで、以上10件を一括議題とします。

なお、ただいま一括議題としました議案9件及び発議1件については、後ほど設置を予定しております予算審査特別委員会で詳細にご説明、ご審議を願う予定でありますので、ご了承ください。

あらかじめお諮りします。詳しい説明は後ほど設置を予定しております予算審査特別委員会で審議したいと考えておりますので、説明は簡潔に願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、詳細な説明は予算審査特別委員会で求めたいと思っておりますので、簡潔に説明願います。

議案第5号と議案第13号の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 住民課長。

○住民課長（石井昌宏君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 発議第2号の説明を求めます。

1 番議員、宮崎博君。

○1 番（宮崎 博君）（登壇） 発議第2号 妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関し必要な事項を定めることを目的とし、制定するものです。特例条例の内容は、妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず加算率を10%とし、5%の減額を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行し、翌年3月31日限りでその効力を失うとしております。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（渡会寿男君） 各会計予算の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第2、議案第5号から日程第11、議案第20号まで、以上10件は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております日程第2、議案第5号から日程第11、議案第20号まで、以上10件は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡会寿男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員